

経 済 産 業 省

20201030電委第1号
令和2年12月7日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

小売電気事業を営もうとする者の登録について（回答）

令和2年10月30日付け20201008資第34号及び令和2年12月3日付け20201102資第17号により、貴職から当委員会に意見を求められた小売電気事業を営もうとする者について、その後送付された補正資料を加味し、審査を行ったところ、別添の小売電気事業を営もうとする者の登録については、登録することに異存ありません。

ただし、貴職におかれましては、別添の小売電気事業を営もうとする者の登録に当たっては、下記の条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

記

申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。

(別添)

(小売電気事業を営もうとする者)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・株式会社ギフト | 法人番号 3012301007868 |
| ・株式会社マウントリッチ | 法人番号 6160001018689 |
| ・株式会社 IMPRESS | 法人番号 6120001209358 |
| ・イワタニセントラル北海道株式会社 | 法人番号 5430001024693 |